

岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

岩手県監査委員 岩 淵 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立岩谷堂高等学校
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和3年12月8日から令和4年1月7日まで
  - (2) 本監査実施日 令和4年1月27日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、127,842円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	過支給となった手当については、令和4年1月17日に返納を完了した。 今後は、当該手当の支給等に関する規則等の写しを添付して決裁手続きを行うこととし、担当者以外の職員による確認を強化し、再発防止に努めることとした。